

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び
 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

令和2年8・9月 契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
古河労働総合庁舎敷地土地購入	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年8月27日	有限会社エンゼルスジャパン 茨城県古河市関戸1605番地69	305000202444	利用者の利便性等を考慮して庁舎設置場所を選定したものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	26,400,000	26,400,000						
古河労働総合庁舎敷地土地購入	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年8月27日	個人土地所有者		利用者の利便性等を考慮して庁舎設置場所を選定したものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	16,500,000	16,500,000						
古河労働総合庁舎敷地土地購入	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年9月8日	古河市 茨城県古河市下大野2248番地		利用者の利便性等を考慮して庁舎設置場所を選定したものであり、契約の性質上代替性がなく、競争を許さず、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	98,500,000	98,500,000						
水戸公共職業安定所別棟建設工事設計業務委託	茨城労働局 支出負担行為担当官 浦橋 武 水戸市宮町1-8-31	令和2年9月9日	株式会社エイプラス・デザイン 茨城県水戸市南町1-3-23 カナザワビル3F	9050001003220	緊急の必要により競争に付することができないことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当するため。	2,080,995	2,035,000						
以下余白													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。